

■松田町自治基本条例にかかる意見書資料

原 案	A委員	B委員
第5章 行政運営		
<p>(行政運営の基本) 第14条 町長等は、効率的で公正かつ透明性の高い町政運営を行わなければなりません。</p>	<p>(行政運営の基本) 第17条 町長等は、<u>中長期視点を持って効率的で公正かつ透明性の高い町政運営を行わなければなりません。</u></p> <p>〈修正理由〉 ①原案は静的で当然すぎる。 ②短期的な効率性のみでなく、中長期的効率性との観点が必要と考える。 ③次条の総合計画に繋がる記述が適切と考える。</p>	—
<p>(総合計画) 第15条 町長等は、総合的かつ計画的な行政運営の基本となる計画（以下「総合計画」といいます。）を策定し、効果的かつ効率的に町の施策を推進しなければなりません。 2 町長等は、総合計画の進行管理を行い、その状況を分かりやすく公表しなければなりません。</p>	<p>(総合計画) 第18条 町長は、<u>まちづくりの道筋を示す計画（以下「総合計画」といいます。）を策定しなければなりません。</u> 2 <u>総合計画は議会審議案件とします。</u></p> <p>〈修正理由〉 ①原案は、総合計画の機能、効果の一面を評価しての記述としては妥当とも言えるが、本条例が「まちづくり」にあることから、総合計画の位置付けをより明確に表現することが適切と考える。 ②このことから、議事案件とする必要性が出てくる。 ③原案では「町」の使い方が定義規定と不整合。定義規定不要或いは「同規定の実施機関」は削る？</p>	<p>(総合計画) 第16条 町長等は、<u>町民の意志を把握し、総合的かつ計画的な行政運営の基本となる計画（以下「総合計画」といいます。）を策定し、効果的かつ効率的に町の施策を推進しなければなりません。</u></p>
<p>(財政運営) 第16条 町長等は、中長期的な財政見通しのもとに、計画的で健全な財政運営に努めなければなりません。 2 町長等は、予算、決算その他財務状況について、分かりやすく公表しなければなりません。</p>	<p>(財政運営) 第19条 町長は、<u>前条の総合計画と整合性を持った中長期的な財政見通しのもとに、計画的で健全な財政運営に努めなければなりません。</u> 2 町長は、予算、決算その他財政状況について、分かりやすく公表しなければなりません。</p> <p>〈修正理由〉 ①町のビジョン（まちづくりの道筋）は財政的な裏付けが必須ですが、従来の総合計画は、財政計画との整合性は非常に薄いので、ここに明確化する。</p>	—
<p>(行政評価) 第17条 町長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するとともに、行政の透明性を高めるため、行政評価を実施しなければなりません。 2 町長等は、行政評価の結果を町民に公表するとともに、施策等への反映に努めなければなりません。</p>	<p>(行政評価) 第20条 町長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するとともに、行政の透明性を高めるため、行政評価を実施しなければなりません。 2 町長等は、行政評価の結果を町民に公表するとともに、<u>短期的あるいは中長期的計画の見通しや施策等への反映に努めなければなりません。</u></p> <p>〈修正理由〉 ①PDCA サイクルのC（チェック）としての機能を追加する。</p>	<p>※誰が行うのか、町長等か、議会か、監査委員か、結局は八百長になるであろう。 本来ならば、町民主体の行政評価委員会ができるのが望ましいが。</p>
<p>(説明責任及び応答責任) 第18条 町長等は、政策の立案、実施及び評価の各過程において、町民に分かりやすく説明するとともに、町民からの意見及び質問に対し、丁寧かつ適切に対応しなければなりません。</p>	<p>(説明責任及び応答責任) 第21条 町長等は、政策の立案、実施、<u>評価及び見直し</u>の各過程において、町民に分かりやすく説明するとともに、町民からの意見及び質問に対し、丁寧かつ適切に対応しなければなりません。</p> <p>〈修正理由〉 ①見直しの場面においても同様なため追加する。</p>	—

原 案	A委員	B委員
<p>(パブリックコメント) 第 19 条 町長等は、重要な計画の策定及び条例の策定等に際し、当該計画、条例の案等を公表し、広く町民の意見を聴く手続をとらなければなりません。 2 町長等は、前項の手続により提出された町民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する町長等の考え方を公表しなければなりません。</p>	<p>(パブリックコメント) 第 22 条 町長等は、重要な計画の策定及び条例の策定等に際し、<u>その計画、条例の案等を公表して、広く町民の意見を聴く手続をとらなければなりません。</u> 2 前項の公表の際には、町民に分かりやすい方法と資料を提供しなければなりません。 3 町長等は、前項の手続きにより提出された町民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する町長等の考え方を公表しなければなりません。</p> <p>〈修正理由〉 ①平易な表現 ②生活者である町民の意見を真摯に求めるためには、応じられる方法と分かりやすい資料提供が必要です。</p>	<p>※条文化したのは良いが、具体策がなければ口先だけ。 パブコメ条例を作るか。</p>
<p>(情報公開) 第 20 条 町長等は、町政に関する情報を速やかに、かつ、分かりやすく公開し、又は提供しなければなりません。</p>	<p>(情報公開) 第 23 条 町長等は、町政に関する情報を、別に定める条例により速やかに、<u>分かりやすく公開し、又は提供しなければなりません。</u></p> <p>〈修正理由〉 ①文言整理 ②他条例委任規定追加</p>	<p>※文書不存在、記録消却、個人情報を大幅に解釈した不当な部分公開の横行をなくす条例ができればよいが。</p>
<p>(個人情報保護) 第 21 条 町長等は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければなりません。</p>	<p>(個人情報保護) 第 24 条 町長等は、個人の<u>権利や利益</u>を保護するため、<u>別に定める条例により</u>個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければなりません。</p> <p>〈修正理由〉 ①文言整理 ②他条例委任規定追加</p>	<p>—</p>

原 案	A 委員	B 委員
第 6 章 住民投票		
<p>(住民投票)</p> <p>第 22 条 町長等は、町政の重要事項について、広く町民の意思を把握する必要があると認めるときは、当該重要事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 町長等は、住民投票を実施するときは、住民投票の争点を明らかにするとともに町民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供しなければなりません。</p> <p>3 議会及び町長等は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第 25 条 町長は、町政に係る重要事項について、住民の意思を町政に反映するため、<u>住民投票を実施することができます。</u></p> <p>2 町民、議会及び町長は、<u>住民投票の結果を尊重しなければなりません。</u></p> <p>(住民投票の請求等)</p> <p>第 26 条 町は住所を有する年齢満 16 年以上の町民は、町政に係る重要事項について、<u>その総数の 8 分の 1 以上の町民の連署をもって、その代表者から町長に対して住民投票の実施を請求することができます。</u></p> <p>2 議会は、町政に係る重要事項について、議員定数の 4 分の 1 以上の議員の賛成を得て議員提案されて、出席議員の過半数の賛成により議決した時は、町長に対して<u>住民投票の実施を請求することができます。</u></p> <p>3 町長は、町政に係る重要事項について、自ら住民投票を發議することができます。</p> <p>4 町長は、第 1 項又は第 2 項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。</p> <p>5 住民投票の投票権を有する町民は、町に住所を有する年齢満 16 年以上の町民とします。</p> <p>6 住民投票に必要な事項は、別に条例で定めます。</p> <p>〈修正理由〉</p> <p>①当町の持続可能な方策には定まったものは無く、町民の意思も多様化している中で、直接民意を問いやすくするためには、常設型がベストと考える。</p> <p>②このことから、請求権者は広くして、町長、議会、町民とする。</p> <p>③内容は、大和市の例とする。</p> <p>④請求及び投票資格者は、住民に限定し、公職選挙法に規定する満 18 歳以上の住民より年齢を引き下げ、より若時から町政への関心を高めることと、若者の意思を尊重する。</p>	—
第 7 章 地域コミュニティ		
<p>(地域コミュニティ)</p> <p>第 23 条 町民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のため、地域コミュニティ（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された自治会その他共通な目的を持ち、地域の安全、環境その他の課題の解決に向けて取り組む団体をいいます。次項において同じです。）をまちづくりの担い手として認識し、これを守り育てるよう努めなければなりません。</p> <p>2 町長等は、地域コミュニティの役割及び自主性を尊重し、前項に規定する課題を解決するための活動を支援するよう努めなければなりません。</p>	<p>(地域コミュニティ)</p> <p>※第 9 条及び第 10 条として移行</p> <p>〈修正理由〉</p> <p>①自治会等地縁に基づいた活動や町民の関心、課題認識に基づいて活動は、住民自治の基本的活動と言えますので、条文の位置を第 8 条（町民の役割と責務）の次に移動する。</p> <p>②住民自治の観点から重要な規定を、本条のように「地域コミュニティ」として町民が直感的に把握しにくい文言で纏めることは適切ではない。「地域活動」と「町民活動」とに分けて規定することが適切と考える。</p>	—

原 案	A 委員	B 委員
第 8 章 国及び他の自治体との関係		
<p>(国及び他の自治体との関係) 第 24 条 町は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、自治の発展のため適切な関係を構築しなければなりません。 2 町は、共通課題又は広域的課題の解決を図るため、他の自治体と積極的に連携し、及び協力するよう努めなければなりません。</p>	<p>(国及び他の自治体との関係) 第 27 条 町は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、自治の発展のため適切な関係を構築しなければなりません。 2 町は、共通課題又は広域的課題の解決を図るため、他の自治体と積極的に連携し、及び協力するよう努めなければなりません。</p> <p><修正理由> ①原案では「町」の使い方が定義規定と不整合。 定義規定不要或いは「同規定の実施機関」は削る。</p>	—
第 9 章 自治基本条例推進委員会		
<p>(自治基本条例推進委員会) 第 25 条 町長は、この条例の実効性を高め、町民自治をより推進するため、松田町自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。 2 推進委員会は、町長の諮問に応じ、この条例の改正又は適切な運用について審議し、町長に答申するものとしします。 3 推進委員会は、前項に規定するもののほか、町民自治の推進に関する重要事項について、町長に提言することができます。 4 町長は、推進委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。</p>		
第 10 章 雑則		
<p>(条例の見直し) 第 26 条 町長は、4 年を超えない期間ごとに、この条例が社会経済情勢の変化等に対応しているかを検証し、その結果、見直しの必要があると認めるときは、適切な処置を講じなければなりません。 2 町長は、前項の規定による検証の結果を公表しなければなりません。</p>		
<p>(委任) 第 27 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規定で定めるものとしします。</p>		